

(定款に定めのない事項)

第〇〇条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社ベンチャーコンサルティング設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成〇年〇月〇日

株式会社ベンチャーコンサルティング

東京都港区南青山1丁目1番〇号

発起人 港 区一郎



発起人 渋谷 区二郎



発起人 新宿 区三郎

